



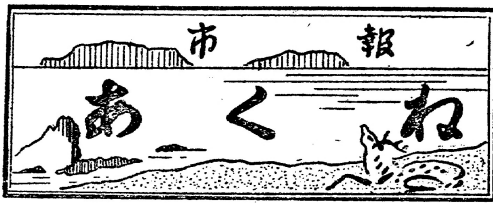
今月の税金は
固定資産税
国民健康保険税

納期は7月31日まで
2期

第138号

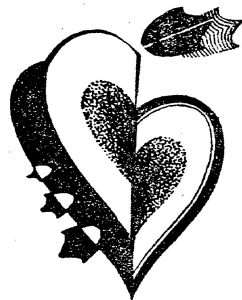
編集と発行
阿久根市総務課
TEL (代表) 450
印刷所
有限会社 福岡印刷所

昭和33年7月1日発行



七月の広報ごよみ
1日 住民登録届出助行通
間(7日まで)
安全週間(7日まで)
社会を明るくする運
動(31日まで)
夏の健康を守る運動
(31日まで)
10日 国土建設週間
(16日まで)
20日 海の記念日
21日 自然に親しむ運動

板
知



市
民

告

いよいよ本格的な夏です。
子供達も長い休みにはいります。
山や海も大いににぎわう季節です。
しかし農家は田植え、芋の草とりと
いさくくひまありません。

暑い毎日です栄養には充分気を
つけてお働きください。

軽自動車税の税額や申告は?

地方税法の一部改正によって自
転車、リヤカー、荷車などの税が
本年度から廃止になり、今までは
が自動車税として取られていた小
型二輪自動車と軽自動車(オート
バイ)が市町村にうつされ、今ま
で市町村が自転車荷車税として取
扱っていた、原動機付自転車とを
一つにして、新しく軽自動車税が
設けられることになったことはす
でに告知した通りです。
※税を納める義務を持つている人
は、
まず、原動機付自転車、軽自動
車二輪の小型自動車のみ主として
しかし、これらに新販売品によつ
て使用しているか、所有権がまだ
全部うつっていない場合は、税の
賦課徴収は売主と買主の共有物と
みて、売主にも課税することがで
きます。
※標準税率は
原動機付自転車 総排気量五〇
ccまで 五〇〇円
△五〇〜九〇ccまで 八〇〇円
△九〇〜一二五ccまで 一〇〇〇円
(農耕用含む)
軽自動車
△一二五〜二五〇ccまで 一五〇〇円
二輪の小型自動車
△二五〇以上 二五〇〇円
※賦課期日及び納期は
賦課期日は毎年四月一日 納期
は四月十一日から同月三十日まで
となっております。
四月一日以降新しく求めたもの

完成最近な阿中屋体と
竣工した新塘橋

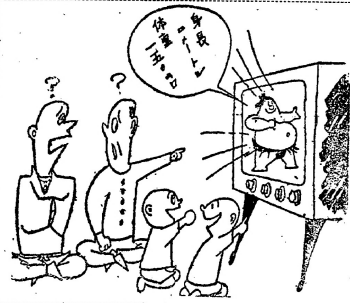
阿中の屋体内稼働場は、ごら
んのように九分通り出来あが
り今盛んに最後の仕上げをい
そいでいます。



耕作業を含む、小型の二輪自動車
は全部、県運輸事務所へ申告す
ることになっていますが、納税は
市役所の市金庫で取扱うことにな
っています。
なお、詳しいことは市税務課に
お問合せください。

商業調査が
行われます

本年度の商業調査が七月一日を
期して行われます。
この調査は商業者についての国
勢調査であり、商業統計を作成す
るために行われる調査で、指定統
計として商業界の最も重要な基本
調査の一つに当たります。
この調査の目的は、わが国の商
業者を正確につかんで、商業者の
分布状況や活動の状況などを明ら
かにするために用いられるものです
る。この商業統計表は、通商産業関
係の資料としてだけでなく、国の
経済施策としての資料として役立
つほか民間企業者の実務上の参考
資料としても有効に用いられるなど
非常に重要なものです。
第一回の調査は昭和二十七年に
行われ、それ以後二年ごとに行
かれています。今年も第四回目の調査に
なっています。



早くなれましょう
メトリック法
行われ、また調査票の取
扱も絶対秘密になつてお
り、申告者の迷惑になる
ようなことはありません
安心してありのままを答
えてください。
実際の調査は、七月二
日より十五日頃までの間
に行われますが、市では
九名の係員がそれぞれの
担当区を巡回訪問して調
査にあたることになって
います。
調査の種類
1. 甲調査 法人組織お
よび個人経営でも常用
労働者を使用している
商店
2. 乙調査 個人経営であつて常
用労働者を使用しない商店
3. 丙調査 飲食店
4. 調査の項目
1. 従業員数(坪数)
2. 従業員数(坪数)
3. 商品仕入先(県内、県外の別)
4. 防衛庁では、本年度第二次の二
等陸士、海上、航空の各自衛官を
募集中で、
今年の9月1日で満18才から25
才までの男子で、新制中学卒業程
度の学力があれば応募する資格が
あります。
応募願書や関係書類は、市役所
総務課に用意してあります。
この際ふるって応募してください
▽受付期間 七月二十一日まで
▽試験期日 七月二十七日から八
月十日まで
▽試験科目 筆記試験(国語、数
学、社会)と身体検
査および口述試験
なお採用の時期は、二等陸士(九
月下旬約七千名)、二等海士(十
月中旬約四百名)、二等空士(十
一、十二月下旬約九百名)とな
っています。

第二回定例市議会

大丸町に電話中継所

一般会計 五七二万円
水道会計 二八七万円を追加

- ◆ 本年度第二回の定例会は、20日午前10時から開会
- ◆ ます、前議会より継続審議となつていた瀬の浦地区土
- ◆ 地処分については、境界に異議ある場合は善処するこ
- ◆ とを附託条件として承、主要道路設定、阿久根
- ◆ いた土地売上については採択、主要道路設定、阿久根
- ◆ 小学校分校、市有林野下についてはそれぞれ建設委
- ◆ 員会、文教厚生委員会、特別委員会へ再附託しました
- ◆ また自動車運転試験場使用料についての請願は、総
- ◆ 務委員会に附託し、提案された十二議案全部を可決し
- ◆ て21日午後四時閉会しました。

市営住宅三〇戸

三笠中二教室の新築まきまる
本年度市営住宅建設第一種 未
造一〇五坪、二五坪、第二種 未
造八五坪、十五坪、計三十戸を
建設することになりました。
建設地は、波留中源田に二種二
戸、上野一三種、二種二、赤瀬川
一三種、二種二、鶴川内一三種、
二種二、桑原城一三種、二種二戸
となつて、これらともなる波留中源
田(左瀧入口左側)約八畝の売収
へ処分することになりました。

大丸町のもとも専売所跡に、電
々公社が阿久根電話中継所を設置
することになりましたが、市有地
だけでは不足するもので、附近の民有
地一八坪を、港町市有地七二
坪と交換しあわせて公社に売却す
ることを決めました。
また、倉津港埋立地も倉津地区
へ処分することになりました。

いま第二次
自衛官の募集中です

防衛庁では、本年度第二次の二
等陸士、海上、航空の各自衛官を
募集中で、
今年の9月1日で満18才から25
才までの男子で、新制中学卒業程
度の学力があれば応募する資格が
あります。
応募願書や関係書類は、市役所
総務課に用意してあります。
この際ふるって応募してください
▽受付期間 七月二十一日まで
▽試験期日 七月二十七日から八
月十日まで
▽試験科目 筆記試験(国語、数
学、社会)と身体検
査および口述試験
なお採用の時期は、二等陸士(九
月下旬約七千名)、二等海士(十
月中旬約四百名)、二等空士(十
一、十二月下旬約九百名)とな
っています。



おみやみ
(6月分)

坂野	61	山下正一郎	61
岡野	60	波留善助	60
秋野	59	波留善助	59
松野	58	波留善助	58
高野	57	波留善助	57
光野	56	波留善助	56
光野	55	波留善助	55
光野	54	波留善助	54
光野	53	波留善助	53
光野	52	波留善助	52
光野	51	波留善助	51
光野	50	波留善助	50
光野	49	波留善助	49
光野	48	波留善助	48
光野	47	波留善助	47
光野	46	波留善助	46
光野	45	波留善助	45
光野	44	波留善助	44
光野	43	波留善助	43
光野	42	波留善助	42
光野	41	波留善助	41
光野	40	波留善助	40
光野	39	波留善助	39
光野	38	波留善助	38
光野	37	波留善助	37
光野	36	波留善助	36
光野	35	波留善助	35
光野	34	波留善助	34
光野	33	波留善助	33
光野	32	波留善助	32
光野	31	波留善助	31
光野	30	波留善助	30
光野	29	波留善助	29
光野	28	波留善助	28
光野	27	波留善助	27
光野	26	波留善助	26
光野	25	波留善助	25
光野	24	波留善助	24
光野	23	波留善助	23
光野	22	波留善助	22
光野	21	波留善助	21
光野	20	波留善助	20
光野	19	波留善助	19
光野	18	波留善助	18
光野	17	波留善助	17
光野	16	波留善助	16
光野	15	波留善助	15
光野	14	波留善助	14
光野	13	波留善助	13
光野	12	波留善助	12
光野	11	波留善助	11
光野	10	波留善助	10
光野	9	波留善助	9
光野	8	波留善助	8
光野	7	波留善助	7
光野	6	波留善助	6
光野	5	波留善助	5
光野	4	波留善助	4
光野	3	波留善助	3
光野	2	波留善助	2
光野	1	波留善助	1

よい歯のコンクールに 神之田龍子さん等五四名入選

先月4日から10日まで「ムシ歯予防週間」の行事として行われたよい歯のコンクールに、市内の小学生から選ばれた約一五〇名をさらによく診断した結果選出されたものです。

このような「よい歯の子」を選ぶことによつて

1. 全部の児童、生徒に歯に対する関心を高めること。
2. 歯みがきの習慣を身につけること。
3. 歯の治療をすすめることなどを目的としたものです。

【小學校の特選】
 一年 (最初の特選、あと是一位から五位まで)
 神之田龍子 (大川) 出口かえ (龍本) 瀬之口かえ (龍本) 吉松信夫 (鶴川内) 川畑妙子 (尾崎) 佐海池 (西目)

二年
 榎本ちみ子 (龍本) 川畑まゆみ (大川) 別府かよ子 (神之田法行) 大迫義和 (阿久根) 折之田法行 (大川) 前島えみ子 (阿久根)

三年
 藤園たけ子 (西目) 松木とみえ (阿久根) 高田ルミ子 (大川) 中野知富 (大川) 山崎タノ子 (阿久根)

監査公表

公益質屋監査結果の概要

五月十五、十六日行つた公益質屋定期監査の概要について公表する。

●監査の観点
 昨年度指摘したことが事務事業の面に反映され、改善されているかどうか、一六五万円の基金は二分にその効果を収め、庶民金融の役割を果しているかどうかなども監査の観点である。

●監査結果についての結論
 事務執行の状況は、きわめて進歩的であり、現段階において技術的な整理を行う必要があり、断固たる処置をとらなければ、公益質屋の事業は財政上破綻することが懸念される。

●監査結果の概要
 第一点、公益質屋条例を遵守されたいこと。

1. 貸付申込の受付を厳にせられたことである。

第二点、事業の実態をつかみ真剣

（鶴川内）大前一憲（田代）
 下園南海（大川）押川洋子（阿久根）中村幸治（阿久根）松永安子（大川）石沢泰雄（鶴川内）竹原富江（鶴川内）

高松川で
 あゆ・うなぎ
 をとるには
 いままで高松川では、あゆやうなぎは自由に無制限に採つてもよかつた。

特に宮之城方面など、外来者の漁獲は相当なものであゆ、うなぎは年々減少してついであります。そこで、昨年六月高松川のあゆ、うなぎを管理する団体として高松川漁業協同組合が設立され、地元民の漁獲を増し、内水面漁業の発展を図ることに内水面漁業の協同組合が設立され、高松川のあゆ、うなぎについては、漁業法による漁獲枠もつており、この組合が許可しないとあゆ、うなぎは勝手にとることは出来ないとされています。

また、反面毎年あゆ、うなぎの稚魚を放流して増殖する義務を負はされています。

ところで、今後高松川または尾崎川（山下川）であゆ、うなぎを採る場合は高松川漁協の許可を得て採らねばなりません。

もちろん、この場合は漁業権行使料、いわゆる監料を組合の定に従つて納入せねばなりません。

組合では、高松川であゆ、うなぎを採りたいという方は、是非組合に加入されるように希望しております。

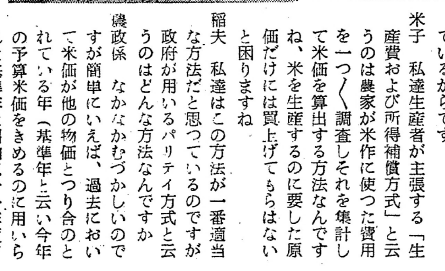
その他詳しいことは、市経済課商工水産係が高松川漁協におたすねてください。

▽タクシー運転手 30才まで月収一〇〇〇〇円以上（愛知）
 女子（県内）
 女子 ウェイトレス 20才位住込五〇〇〇円、チップあり
 ▽衣料品店店員 住込二五〇〇円
 ▽女中 17才まで 二〇〇〇円
 ▽女中 17才まで 二〇〇〇円
 ▽販売店員 20才まで住込三〇〇〇円
 ▽銀光ホテルメイド 19才まで住込 三五〇〇円
 ▽洋裁師 三年以上経験ある者 住込 五〇〇〇円、歩合あり
 ▽炊事婦 30才まで住込六〇〇〇円
 ▽女中 16/25才まで四〇〇〇円

職があります

男子（県外）
 ▽各種販売店員 20才まで 手取三〇〇〇円以上
 上（大阪）
 ▽自転車修理工 16/18才まで 二〇〇〇円以上
 上（大阪）
 ▽三輪車助手 18才まで 手取三五〇〇円（大阪）
 ▽印刷工見習 17才まで 日取一〇〇〇円（愛知）
 ▽三輪車運転手 25才まで住込八〇〇〇円
 ▽二〇〇〇円賃具持参（大阪）
 ▽三輪車運転手 25才まで住込八〇〇〇円
 ▽紡績工見習 17才まで 手取三〇〇〇円（愛知）

公民館落成



折口東公民館は経費八八万円、坪三〇坪、木造平屋建のモダンなもので、折口の玄関口にふさわしい公民館です。

近頃また米価問題がやかましく論ぜられています。

米の値段の問題には生産者価格と消費者価格の二つの問題があるのですが論議の中心になるのは生産者米価の方です。

そこで今日は、農家の福夫君と米子さんの農政委員会を囲んで「生産者米価がどうして決められるか」いろいろ聞いてみました。

米子 日本は農業が米作を中心として、

福夫 広間などが自慢のもの。また折口東公民館は二五坪、六五万円で木造平屋建のモダンなもので、折口の玄関口にふさわしい公民館です。

うですがなぜですか
 農政係 それは両者の間に米価をきめる基本的な方法が違うからで、つづき政府の方はパリティ方式を用い農家代表は生産費と所得補償方式を主張し米価審議会でも生産者代表に多くの賛成があつたにもかかわらず政府は毎年パリティ方式で押し通しているからです。

米子 私生産者が主張する「生産費および所得補償方式」と云うのは農家が米作に使つた費用を一つ一つ調査しそれを集計して米価を算出する方法なんです。米を生産するのに要した原価だけに買上げてもらはないと困りますね。

福夫 私達はこの方法が一番適当な方法だと思つてゐるのですが政府が用いるパリティ方式と云うのはなかなか方法が難しいので農政係 なかなかつかないのです。米価が他の物価とつり合つてゐる年（基準年）といふ今年（今年）の米価をきめるのに用いられた基準年は昭和三十一年度です。この基準年の米価に農業パリティ指数（農家が購入する資材や生活用物の価格の上り下りの程度）をかけてその年の米価とする計算のやり方で基準年より農家の購入品の価格が上れば米価も上り下れば米価も下ると云う一応つとむな方法なんです。農政係 農家の所得を補償する云々意味では問題も多く、矛盾があるのですね。

米子 ところで今年の予算に計上された政府が買上げる米の価格は石当り平均一〇、二〇〇円、昨年より二二五〇〇銭安くつており、米価審議会に諮問する政府案は更に安く一〇、一六六円となつてゐるようですがこれはなぜですか。

農政係 予算米価をきめたのは先般説明したように三十一年度の実績米価九、六四六円を基として昨年十一月のパリティ指数一・二二五を使つてハシキ出した

基本米価九、九一五円に等級格差八九円包装代一八八円を加えて一〇、二〇〇円としたのです。その後パリティ指数は指数的に一方で本年四月パリティ指数は二・三二七となつてゐるのでパリティ方式で算定する限り当然米価も上がるわけです。

福夫 そうなると私生産者を代表する農業団体に増々頭張つてもらわなければならぬわけですね。

農政係 「今年こそ生産農家が納得できる生産費と所得補償方式の確立」これが農業団体の合言葉となつて全国から一五〇〇戸の農家を抽出し生産費を調査しその八〇％の農家の所得を補償する米価（石当り一、四八〇円）を農業団体の統一米価として猛運動を展開してゐるのです。

米子 米価の算定には私生産者が納得できる生産費方式を早く用いてもらつてほしいですね。

農政係 そのためには農家の皆さんが農業簿記の知識などにより個々の生産費を正確に調査し声を一つにして主張を続けなければなりません。

福夫 米子、いろいろ教えて下さつてありがとうございます。

農政係 農政委員会は農地行政の他に農政問題を処理する農民の代表機関です。これらいろいろな問題について話合ひしましょう。

に事業の改善を守られた。

1. 質物固定化の傾向を防止せられた。

質物期限がきつても元金の返済をなす、利子のみを払込むものが多い。これは誠に遺憾であるとしても、全然利子も払込まないものも多くこれを放置していることは、きわめて遺憾である。

入賃後一年六月以上もなつてゐるのに全然放棄されてゐるものが三六名（この貸付金三三〇、五〇〇円計算した利子約一四、〇〇〇円）を越す中には約一年以上のものもある。現在の公益質屋の利用者は七四四名となつてゐるが、質物が固定してゐる者は三七九名で、この金額は八七九、九〇〇円となつてゐる。運用されてゐる金額は約七七一五万円であるところから見て、流失期限のきた者に対しては絶えず督促を行い、貸付金の回収に努めさせてゐることは、いままさに放置されてゐることは

入賃者家庭を督促するため訪問することは、現在の職員配置の状況からして不可能であるが、絶対的台帳を調査して、少くとも期限前に本人に通知書を発するよう注意すべきである。

3. 流失期限がきつても放棄してゐるものを断行せられた。

貸付当時の評価が適正でなく、利子の徴収はおろか、公売処分をしても元金に満たないと認められた質物も、

2. 日報、月報その他の統計によつて事業の内容を檢討せられた。日報月報は単なる回覧に終ることのないよう進んで資料を作成するなど事業の改善につとめる熱意がほしいものである。

3. 絶えず自己監査を行い担当職員の手帳に記入して善処せられた。

絶えず自己監査を行うことは、職員が安心して仕事に従事することであり、ここに始めて住民の福祉につながる事業の発展が期待されるものと確信される

許されるべきではないので、この処分については速に研究して善処せられた。

第二点、内部における組織の案制により自己監査の徹底を図られた。

1. 保管質物の調査を定期的に厳密に実施せられた。

いわゆる店舖を年度末一回は必ず行うよう、主管課全員の協力によつて行う必要である。

2. 日報、月報その他の統計によつて事業の内容を檢討せられた。日報月報は単なる回覧に終ることのないよう進んで資料を作成するなど事業の改善につとめる熱意がほしいものである。

3. 絶えず自己監査を行い担当職員の手帳に記入して善処せられた。

絶えず自己監査を行うことは、職員が安心して仕事に従事することであり、ここに始めて住民の福祉につながる事業の発展が期待されるものと確信される

農政係 現在米は、国が直接統制してゐるので米価をきめるのは重大なことです。一体米の価格はどのようにしてきめられるのでしょうか。

福夫 農政係 現在米は、国が直接統制してゐるので米価をきめるのは重大なことです。一体米の価格はどのようにしてきめられるのでしょうか。

米子 農政係 現在米は、国が直接統制してゐるので米価をきめるのは重大なことです。一体米の価格はどのようにしてきめられるのでしょうか。

内田、桑原城にバス

桑原城、内田地区に待望のバス乗入れが実現しました。

これは以前より、地区民の間で交通に要望してゐたもので、多年の念願がかなつたものです。

折口、鶴川内、桑原城、内田、阿久根、鶴川内、桑原城、内田往復とつてゐます。

市政だよりを
 聞きましよう
 今月は6日と20日です
 MBC 15,60KCで
 午前9時40分から